

(写)

生食発0317第10号
28消安第5600号
28水漁第1691号
平成29年3月17日

一般社団法人 食品衛生登録検査機関協会理事長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

農林水産省消費・安全局長

水 産 庁 長 官

「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

ウクライナ向けに輸出される水産食品については、「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年3月24日付け食安発第0324003号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20消安第12839号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2373号水産庁長官通知。以下「通知」という。）に基づき取り扱っているところです。

今般、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、衛生証明書の発行申請手続について、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を導入することとしました。

つきましては、通知の別紙「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱要領」を別添のとおり改正し、本年3月19日より施行することとしましたので、その実施について特段の御理解、御協力をいただくとともに、貴会会員への周知方よろしく申し上げます。

(別添)

「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成 21 年 3 月 24 日付け食安発第 0324003 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20 消安第 12839 号農林水産省消費・安全局長通知、20 水漁第 2373 号水産庁長官通知) 別紙「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱要領」 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(作成日)平成 21 年 3 月 24 日 (最終改正日)平成 29 年 3 月 17 日</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 証明書の発行 (1) 申請 輸出者は、ウクライナ向け輸出水産食品について輸出を行うごとに、別紙様式 5 の申請書に次の書類を添付して、証明書発行機関宛て申請を行う (③にあっては申請時に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること)。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)による申請を行う場合にあっては、別添 4 によるものとする。 (略)</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p>6. (略)</p>	<p>(作成日)平成 21 年 3 月 24 日 (最終改正日)平成 28 年 7 月 28 日</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 証明書の発行 (1) 申請 輸出者は、ウクライナ向け輸出水産食品について輸出を行うごとに、別紙様式 5 の申請書に次の書類を添付して、証明書発行機関宛て申請を行う (③にあっては申請時に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること)。なお、電子メールによる申請を行う場合にあっては、別添 4 によるものとする。 (略)</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p>6. (略)</p>
<p>(別添 1)・(別添 2) (略)</p>	<p>(別添 1)・(別添 2) (略)</p>
<p>(別添 3)</p> <p>証明書発行機関に関する規程</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 証明書発行機関の認定申請 証明書発行機関は、以下(1)に掲げる要件を備える者であり、(2)の申請書類の提出により、証明書発行機関としての認定を受けることができる。 (1) 証明書発行機関としての要件</p>	<p>(別添 3)</p> <p>証明書発行機関に関する規程</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 証明書発行機関の認定申請 証明書発行機関は、以下(1)に掲げる要件を備える者であり、(2)の申請書類の提出により、証明書発行機関としての認定を受けることができる。 (1) 証明書発行機関としての要件</p>

<p>ア・イ（略） ウ 証明書発行業務を実施する上で十分な能力を有する人員及び設備（NACCSの利用可能な設備を含む。）を有するものであること。 (2)・(3)（略） 3～5（略）</p>	<p>ア・イ（略） ウ 証明書発行業務を実施する上で十分な能力を有する人員及び設備を有するものであること (2)・(3)（略） 3～5（略）</p>
<p>(別添4) 電子メール又はNACCSによる証明書の発行申請手続</p> <p>1. 証明書の発行申請前の手続 (1) 電子メールにより発行申請を行う場合 輸出者は、別紙様式13に必要な事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。 ① 輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 ② 一つの食品輸出計画書に、同一の証明書発行機関で証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。 ③ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあつては、変更の届出は要しない。 (2) NACCSにより発行申請を行う場合 <u>輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</u></p> <p>2. 証明書の発行申請手続 輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要領に従い、<u>電子メール又はNACCSを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに提出すること（その際、証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）</u>。なお、<u>電子メールにより発行申請を行う場合であつて、1.(1)の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。</u> また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (略)</p>	<p>(別添4) 電子メールによる証明書の発行申請手続</p> <p>1. 食品輸出計画書の提出 輸出者は、別紙様式13に必要な事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。 (1) 輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 (2) 一つの食品輸出計画書に、同一の証明書発行機関で証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。 (3) 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあつては、変更の届出は要しない。 (新設)</p> <p>2. 証明書の発行申請 輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要領に従い、証明書の発行申請に必要な書類を<u>電子メールに添付し、証明書発行機関宛てに送付すること（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）</u>。なお、<u>1.の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあつては、必要な書類を郵送等により提出すること。</u> また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (略)</p>

(別添 5)・(別添 6) (略)	(別添 5)・(別添 6) (略)
(別紙様式 1) ～ (別紙様式 1 3) (略)	(別紙様式 1) ～ (別紙様式 1 3) (略)